





継続及び拡充・強化を求める意見書

介護福祉士等修学資金貸付制度の

急速な高齢化の進展等に伴い、我が国は、これまで以上に福祉・介護ニーズが拡大している一方、生産年齢人口の減少や他分野への人材流出等が進み、介護職に携わる人材は相対的に減少し、介護を必要とする方々への対応が困難な状況となっている。このような状況の中、今後とも質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、質の高い教育を受けた優れた人材が確保されることが必要である。

介護福祉士養成施設への入学を志す者の経済的負担の軽減を図る介護福祉士等修学資金貸付制度については、平成27年度補正予算において貸付原資の積み増し等のための措置が講じられたところだが、介護福祉士の安定的な確保・質の向上を図るため、さらなる拡充・強化が必要である。

よって、国におかれては、介護福祉士等修学資金貸付制度の継続及び拡充・強化のため、下記事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 継続的に必要な予算の確保を図ること。
- 全額国庫補助による貸付制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

TPP協定に対する意見書

本県においては、稲作、畜産、酪農、畑作、施設園芸、果樹など多様な農業が相互に関連しながら共存していることから、農林水産業、農山漁村、さらにはその関連産業に影響を及ぼさないためには万全の対策を講じていく必要がある。

よって、国におかれては、TPP協定において、地方経済社会に与える影響や地方の声を十分に踏まえられた上、特に、下記の事項に責任を持って対応されることを強く要望する。

記

- 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の農林水産分野重要5項目の確保を最優先とした平成25年4月の衆議院及び参議院の農林水産委員会における決議の遵守など、合意内容が国益にかなったものとなっているかについて、国会において審議を十分に尽くすこと。
- 地方の基幹産業である農林水産業への影響が及ばないよう、既存の農林水産予算に支障を来すことなく必要な予算を確保するなど、万全の対策を速やかに実行すること。なお、野菜・果樹などの農林水産物についても、重要5項目と同様に万全の対策を講じること。

また、農林水産業の体質強化を念頭に、必要となるインフラの整備を初め、ハード・ソフト一体となった中長期的な対策を講じること。

さらに、豊かな自然環境、良好な景観、文化の伝承等の多面的機能を有する中山間地域等の農山漁村の維持・発展にも十分配慮すること。

- 消費者の不安を解消するため、食の安全・安心を確保する万全の対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

※その他、地方公会計の整備促進に係る意見書

新しい役職に就きました

◎議会選出の監査委員に選任されました

◎2年連続で、国際スポーツ推進特別委員長に選任されました

◎経済環境委員会に所属します

◎引き続き、

自民党熊本県連 政務調査会長代理

自民党熊本県議団 政審会副会長

自民党熊本県連 青年局審議役

2月定例県議会で、国に意見書を提出することが決定！

北朝鮮のミサイル発射に対する抗議と国に毅然とした対応を求める意見書

2月7日、北朝鮮は、今年1月6日の核実験に続いてミサイル発射を強行した。

我が国を初めとする国際社会が、北朝鮮に対し強く自制を求めてきたにもかかわらず、発射という暴挙に出たことは、我が国及び周辺地域のみならず、国際社会全体の平和と安定を損なう行為であり、断じて容認できない。

国連安全保障理事会では、これまで幾度も北朝鮮のミサイル発射及び核実験の実施に対する決議を行っており、前回、平成24年12月にミサイルを発射した際には、全会一致で非難決議が採択されている。このような中、今回も発射を強行したことは、国際社会に対する重大な挑発行為であることは明白である。

このような北朝鮮の行為に対しては、国際社会が結束して対決姿勢を明確にするとともに、我が国においても厳しく対処する必要がある。

国におかれては、北朝鮮に対して毅然とした対応をされるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 北朝鮮に断固たる抗議の意思を表明することはもちろん、2月8日の安全保障理事会による緊急の非難声明を踏まえ、米国、韓国などの関係国と連携し、同理事会における新たな制裁決議の早期採択に積極的に取り組むこと。
- 我が国独自の対北朝鮮措置について、拉致被害者問題も考慮し、より効果的な措置を速やかに実行すること。
- ミサイル発射の情報収集及び把握、国民に対する迅速で的確な情報提供、訓練体制等の一層の充実を初めとする国民保護措置の強化とともに、弾道ミサイル防衛体制のさらなる整備等により、国民の安全・安心に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる平成37年（2025年）に向けて、制度の持続可能性を確保しつつ国民皆保険を堅持しながら、あらゆる世代の国民一人一人が状態に応じた安全・安心で質が高く効率的な医療を受けられるようにすることが重要である。

このような状況の下、消費税率が10%に引き上げられることが予定されている中、医療に係る消費税等の税制のあり方が国において検討されている。

社会保険診療は、消費税法上、非課税取引と位置付けられているため、医療機関等が社会保険診療を行うために医薬品や設備等を仕入れる際の消費税負担は、医療機関等にとって実質的な負担にならないよう診療報酬等で上乗せする仕組みとなっている。

しかしながら、消費税上乗せ分の補てん状況にばらつきが見られることや、個々の医療機関等の仕入れ構成に対応できず、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等が行われている。

よって、国におかれては、医療等に係る消費税のあり方について、医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、この問題の抜本的な解決に向けて適切な措置をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。